

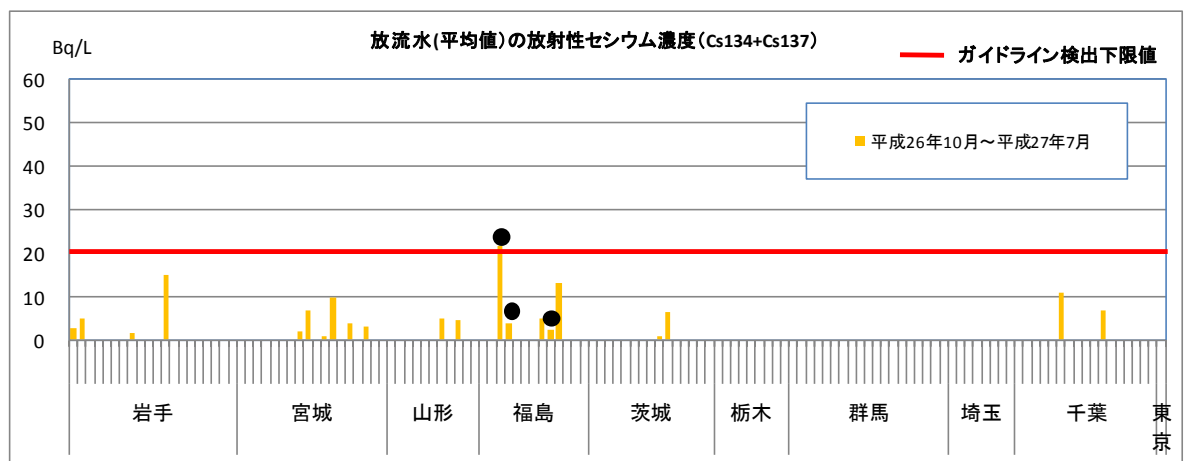
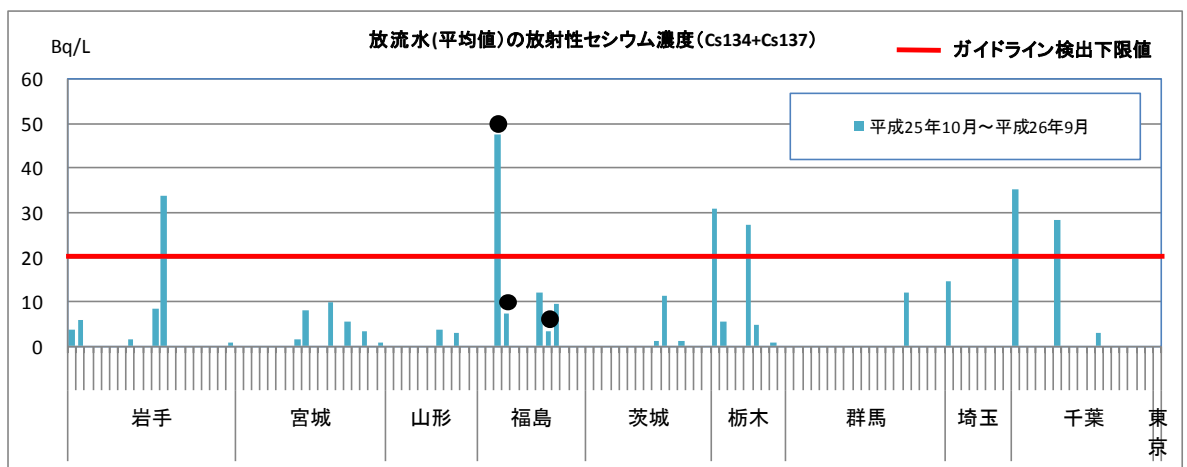
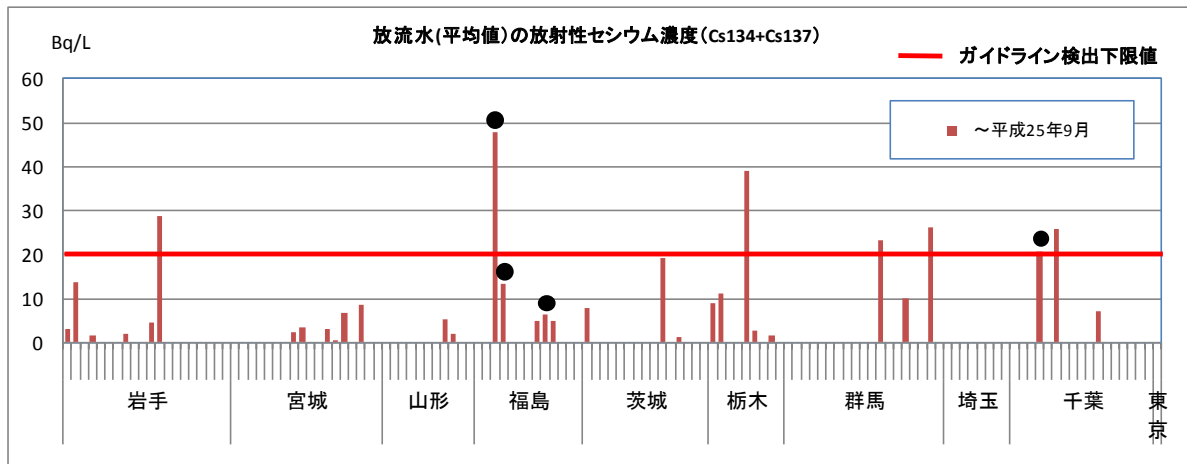
## 放流水中の放射性セシウム濃度の測定結果について

都県別に放流水中の放射性セシウム濃度（Cs134+Cs137）の測定結果平均値を算出し示している（図 1）。なお、放流水中の放射性セシウム濃度別の施設数は不検出が全体の 75～85%を占めている。

ここで、廃棄物関係ガイドラインによれば、放流水の検出下限値は Cs134 と Cs137 のそれぞれで 10～20Bq/L とされているため、図 1 では目安として Cs134+Cs137 で 20Bq/L の位置に赤線を引いている。この図から、放流水中に放射性セシウムが検出されている施設についても、廃棄物関係ガイドラインの検出下限値から判断すれば、非常に小さい値が多いことがわかる。なお、実際にこの期間において一度でも放射性セシウムが検出されている施設は 40 箇所であるが、その値は、検出下限値をより小さい値として分析していることによる（表 1）。

次に、40 施設のうち、施設別放流水の時系列データを収集できた施設は 32 箇所である（表 1）。収集した施設別放流水の時系列データを図 2～図 4 に示す。放射性セシウム濃度の検出頻度は低い施設が多く、検出されていても低濃度の場合が多くなっている。また、時間の経過に伴って低くなっている。ただし、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県の一部の施設については、当初放流水の水質が一時的に高くなっていたが、平成 26 年 10 月～平成 27 年 7 月の期間については、廃棄物関係ガイドラインの検出下限値より低くなっている。

なお、福島県の 3 施設（No. 3, 4, 9）と千葉県の 1 施設（No. 4）については、最終処分場内に指定廃棄物を保管している施設である。福島県内の施設は、指定廃棄物だけでなく、特定一般廃棄物等もフレコンで保管しており、埋め立てていない。千葉県内の施設は、特定一般廃棄物等は埋め立てている。

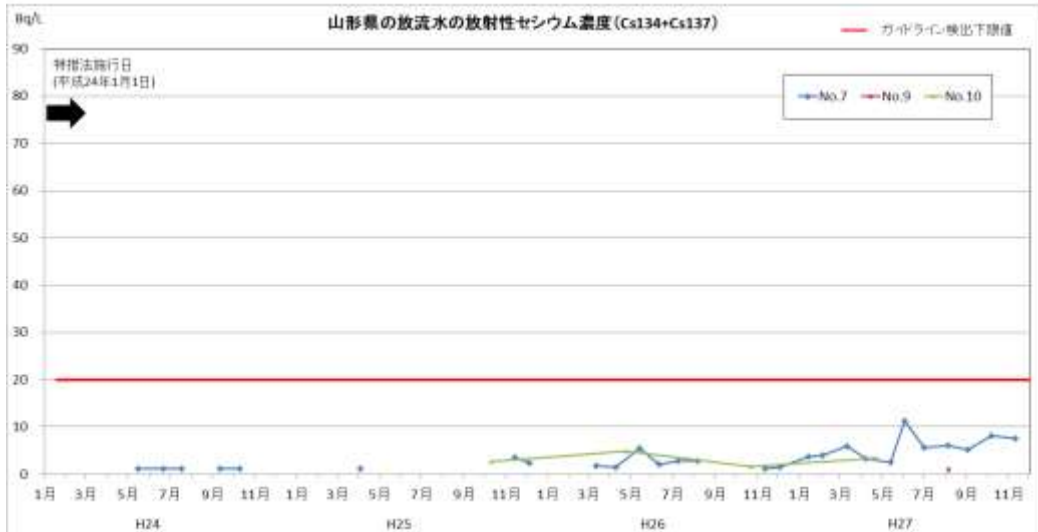
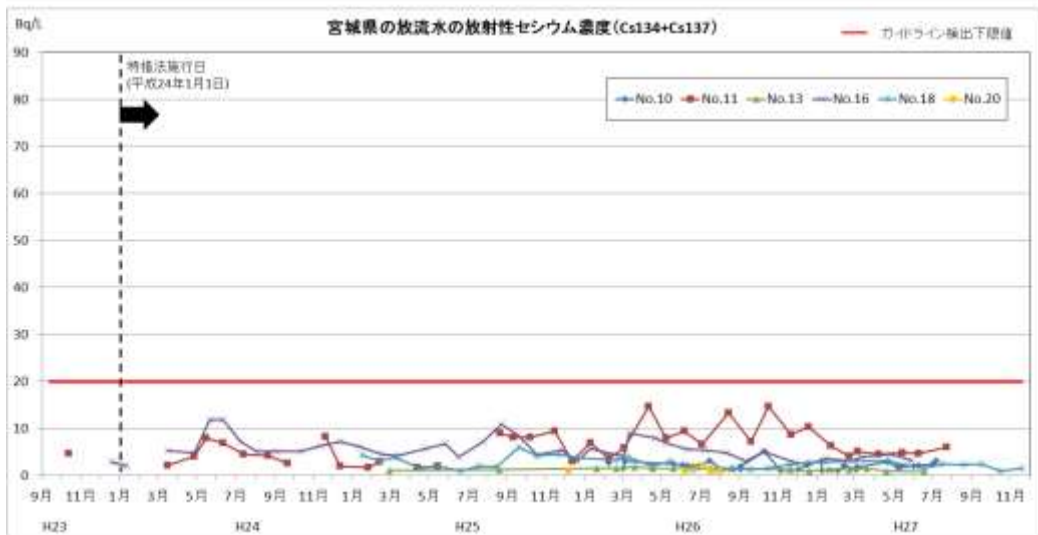


※不検出の場合は、0Bq/L に統一して表示

●指定廃棄物を保管している施設

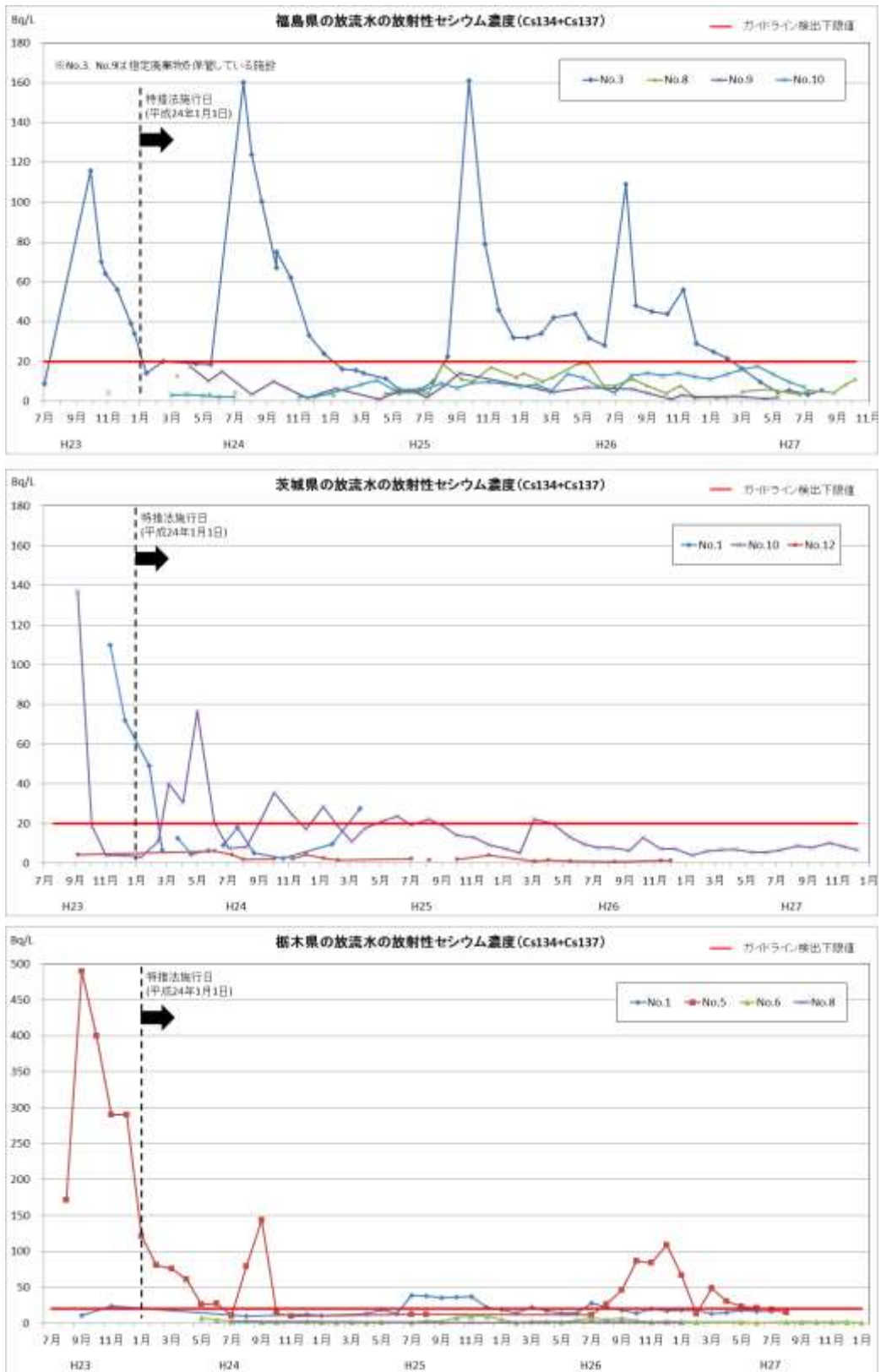
図1 放流水中の放射性セシウム濃度推移図（施設別）





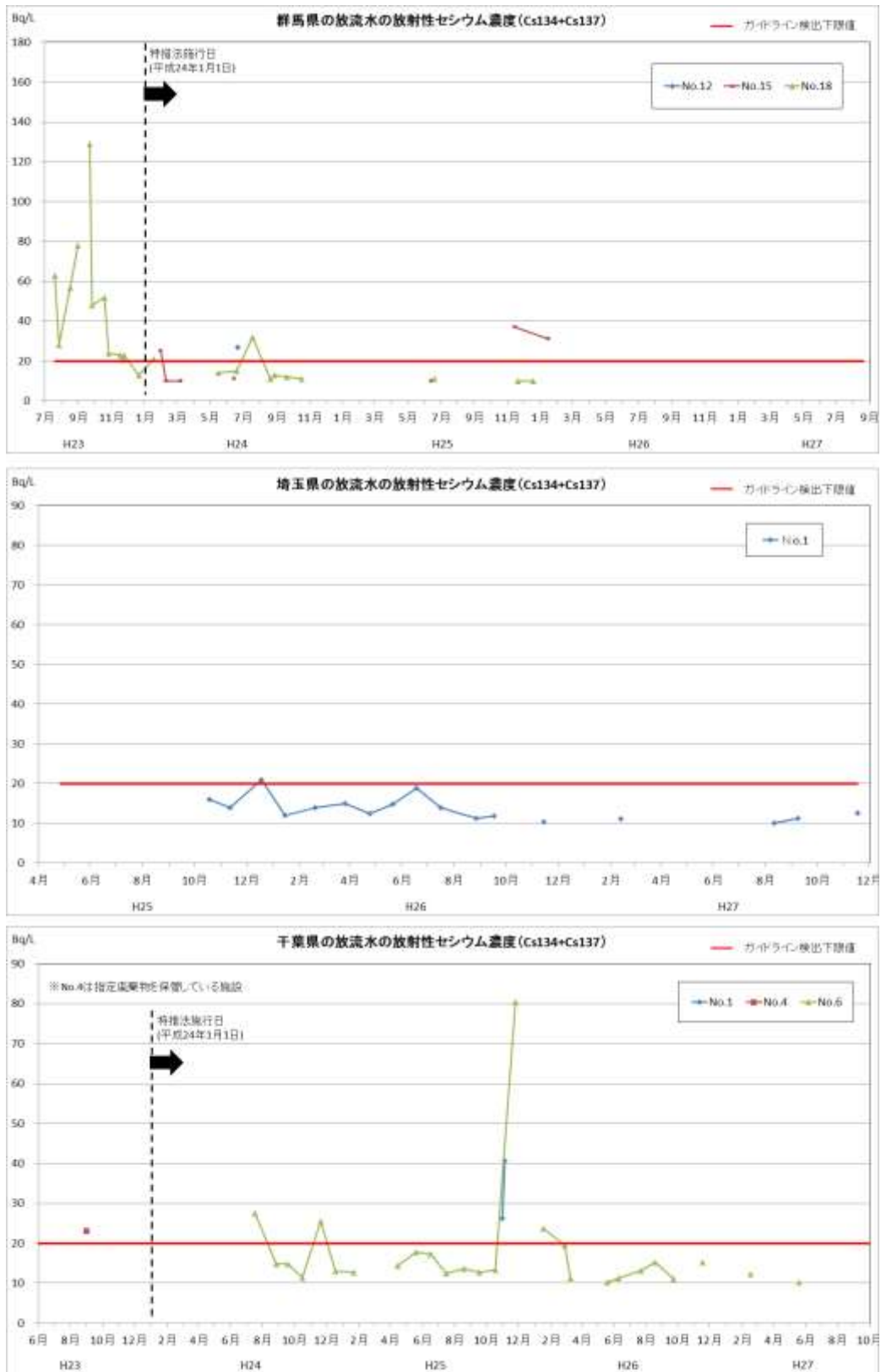
※不検出の場合は、0Bq/L に統一して表示

図2 放流水中の放射性セシウム濃度推移図（施設別時系列）その1



※不検出の場合は、0Bq/L に統一して表示

図3 放流水中の放射性セシウム濃度推移図（施設別時系列）その2



※不検出の場合は、0Bq/L に統一して表示

図4 放流水中の放射性セシウム濃度推移図（施設別時系列）その3